

社会福祉法人翔の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翔の会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任解任委員、第三者委員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
役員等については、報酬・旅費を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で社会福祉法人翔の会役員及び評議員・委員の報酬支給基準に定める額を支給する。
- (2) 旅費については、役員・評議員・委員旅費規定に基づき、その交通費の実費を支給する。
- (3) 社会福祉法人翔の会役員及び評議員・委員の報酬支給基準に定める報酬は税別とする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。
役員等に対する報酬及び旅費については、会議の出席又は職務のため出勤（出張）したときに、その都度支給する。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(附則)

この規程は 2005年 4月1日より施行する。
2018年 3月15日改定
2019年 12月6日改定

社会福祉法人翔の会役員及び評議員・委員の報酬支給基準

(1) 評議員

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等支給しない。

(3) 監事

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

	日額
監事監査、理事会及び評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員選任解任委員

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

	日額
評議員選任解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(5) 第三者委員

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

	日額
法人及び施設業務のための出勤	5,000円